

# 全国専修学校各種学校総連合会

## 【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

### <質問内容>

- 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

### <御意見等>

- 学修機会を確保し生徒の可能性を伸長させるという観点から、入学時点で高校在学時の成績だけで判断せず、学修意欲等を重視することは適切である。
- 一方で、支援対象範囲拡大に伴う公費の増額が見込まれ、本制度の運用についてはより一層の透明性と公平性が求められることを踏まえ、支援継続の条件には今後も一定程度厳格な基準を定めることが適切である。
- 以上により、現行制度の「入口の開放性」と「出口の厳格性」のバランスがとれた学業要件の考え方は継続するべき。

## 【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

### <質問内容>

- 現在の支援対象者の要件(大学等進学後の学修状況等に関する要件(以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

#### (1) 「廃止」(支援打ち切り)の要件

次の①～④のいずれかに該当するとき

- ① 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- ② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
- ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- ④ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(「停止」の場合を除く)

※ 上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。

※ 令和5年10月より、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみである場合、「停止」とし、次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援を再開する措置を実施

#### (2) 「警告」の要件

次の①～③のいずれかに該当するとき

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
- ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

### <御意見等>

- 「警告」にあたるGPA要件については、学生アンケートでは現行要件が厳しいとする回答が少数(約2%)であること、必要以上の緩和は社会の理解を得られない可能性があることから、現行基準(下位4分の1以下)は据え置くことが適当ではないか。但し、相対評価というGPAの特性を踏まえ、4分の1以下であっても「出席率等の他の学業要件(修得単位数、出席率)を満たせば警告に該当しない」を新たに加えてはどうか。

- 公費が投入されている本制度の趣旨を考慮すると、GPAのような相対評価とは異なり、本人の学修意欲等に大きく左右される要件は現行基準の見直しが必要。修得単位数の「警告」にあたる「6割」については旧給付型奨学金で基準とされていた「8割」に、また出席率の「廃止」にあたる「5割」については「3分の2」にそれぞれ厳格化してもよいのではないか。

### 【3. 学業要件の特例について】

#### <質問内容>

- その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続すべきか。

#### (特例①)

災害傷病、その他の事由やむを得ないがある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

#### (特例②)

次に該当する場合は、GPA 等が下位 4 分の 1 であっても、「警告」区分に該当しない。

- ・ 教育課程の特性（学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合）
- ・ 児童養護施設の入所者等（社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合）

#### <御意見等>

- 基本的な GPA 要件の基準は据え置くことが望ましいが、中間層への支援対象範囲拡大に伴い、本人の学修意欲や努力では如何ともし難い場合もある「相対評価」という GPA の特性を考慮する必要がある。
- したがって特例②の 1 点目については、専門学校における資格取得の状況等にかんがみ、現行制度を維持することが必要。

## 【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

### <質問内容>

- 各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

### <御意見等>

- 相談窓口、カウンセリングセンター等の設置による学生に対する直接的支援のほか、研修等を通じた教職員の学生支援能力の向上による支援体制の整備を図っている事例もある。参考として、個別の専門学校にヒアリングを行ったところ、以下の意見や事例があげられた。
  - ・「警告」となった学生に対しては、少人数または個別指導の形式で補習を実施し、理解度に合わせたペースで遅れを取り戻せるように支援を行っている。
  - ・学生が直接相談できる窓口を設置し、学生が悩みや課題を打ち明け、適切な支援を受けることができる体制を敷いている。また、定期的に学生面談を実施しており、学業上の問題や生活面での課題に対処するための個別サポートを提供。さらに、学費に関する相談も受けつけ、学生が経済的な問題に直面している場合に柔軟な支援を行うことで、学費の負担を軽減し、学業に集中できる環境を整えている。
  - ・特に出席率の悪い学生については、担任が学生及び保護者と面談し対応することを原則としている。
  - ・「警告」となった学生に関しては、保護者にも成績を通知するとともに、学習フォロー計画を提示、その計画を本人が消化できるように協力してもらっている。また、家計を助ける為アルバイトをする学生に関しては、アルバイト先の情報、時間などを把握し、「警告」が出た場合は速やかにアルバイト時間の短縮等を実施している。

## 【5. 学生等の修学状況について】

<質問内容> ※ 把握できる範囲で御教示ください

○ 学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例：転学、学校生活不適合・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA 等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例：1回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、3.の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

<御意見等>

○制度見直しに向けて、GPA要件の連続警告を受けた学生等の状況や中途退学率など、廃止の状況についてはより詳細な分析が必要と考える。

○学業要件「廃止」については文部科学省の調査結果では7%となっているが、全専各連として全国の会員校に対して網羅的な状況調査は実施しておらず全体把握は困難。

○廃止状況を把握しているJASSO又は文科省の方で、今後、網羅的な全国調査の実施について検討してもらえないか。

○やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、2.でも述べたが、相対評価というGPAの特性を踏まえ、4分の1以下であっても「出席率等の他の学業要件(修得単位数、出席率)を満たせば警告に該当しない」を新たに加えてはどうか。

○参考として、個別の専門学校にヒアリングを行ったところ、以下の意見や事例があげられた。

・(修学支援新制度とは関係なく)全体的に中途退学の代表的な要因としては、①経済的困窮、②進路変更(入学前と入学後の職業や進路に対するイメージが異なること)が大きい傾向にあるのではないか。また、精神疾患を含む心の問題等があげられ、グループ内で実施している退学者・休学者・長欠者等の調査においては、経済的な理由を上回る場合もある。

・2021年度には2名が進路変更と学業不振の事情により、2023年度には1名が進路変更の事情により「廃止」となった。当該学生の特徴としては、家庭内不和を抱えているケースや、通信・定時の高校出身者で精神的な問題で登校困難な状況が続き、欠席が多いことによる学業不振に陥ったケースが多いように思われる。

## 【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】※任意回答

### <質問内容>

#### ○ その他、本制度に関する御意見

※ 今回の見直しの対象事項でない御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

### <御意見等>

(制度の複雑化の解消に向けて)

- 制度の複雑化や手続きの煩雑さは、学校側の事務負担の増加、学生等が申請そのものを敬遠するケースや本制度に対する高校や保護者の認識不足を招く恐れがある。本制度をより社会に浸透させるために、手続きの簡素化も含めたわかりやすい制度設計とすることが必要。
- 本制度は給付型奨学金と授業料減免が一体となったものであり、学生がJASSOに奨学金を申請し、発行された決定通知書に基づき進学先の学校を通じて授業料減免手続きを行うことで、学校が各家庭の経済状況について確認を要しない効率的な運用となっている。令和7年度から多子世帯に対する授業料減免措置が全額支援となることは、大いに評価されるものである。その際に、JASSOによる対象者の決定手続きが現行制度と異ならないように留意すべき。授業料減免のみの支援を受ける学生の手続きについて、学校側での家庭の経済状況に関する確認作業が生じないよう配慮が必要と考える。

(制度の充実にに向けて)

- 学校教育法の一部改正案で一定要件を充足することで修学支援新制度の対象となることが想定されている専門学校「専攻科」の活用も含め、多様なニーズに対応し効果的な支援を実現する柔軟な制度設計を望む。
- 中間所得層への支援については、6年度から理工・農系に拡大されているが、特に医療、福祉分野の人材確保の観点からも、更に幅広い分野への支援拡大が必要。